

介護職員等処遇改善加算に係る変更の届出について

日頃介護保険サービスの適正な提供に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

介護職員等処遇改善加算について、加算取得時に提出した計画書のうち一部項目に変更があった場合には、変更の届出を行う必要があります。以下内容を御確認のうえ、手続に漏れのないよう御注意ください。

1 届出を行うべき変更事項について

「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和 7 年度分）」（老発 0207 第 5 号 令和 7 年 2 月 7 日、介護保険最新情報 Vol. 1353）において、介護サービス事業者等は、処遇改善加算等を取得する際に提出した計画書に変更（次ページに示す一覧表の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、(1)から(6)までに定める事項を記載した変更の届出を行うべき旨が規定されています。

ただし、一部の事項のうち、<★>に該当する場合は例外的に本市への届出を不要とします。

2 提出書類

変更の届出を行う場合は、次の(1)(2)（及び必要に応じて(3)）を本市に御提出ください。
なお、各様式は以下に示す本市ホームページに掲載していますので御確認ください。

- (1) 変更に関する届出書
- (2) 介護職員等処遇改善加算計画書（※変更内容を反映したもの）
- (3) 介護職員等処遇改善加算実績報告書

<様式掲載ホームページ>

トップページ > 事業者向け情報 > 分野別メニュー > 福祉・介護 > 高齢者福祉・介護
> 事業者指定・委託等の手続き > 居宅・施設サービス関連 > 3 加算届 >
介護職員処遇改善加算 > 令和 7 年度介護職員等処遇改善加算等について

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/kyotaku/3kasan/shogu/keikakur7.html>

表 届出を行うべき変更事項の一覧

番号	変更事項	【提出様式】及び【記載すべき事項】
(1)	【法人等に関する事項】 【共通】 会社法（平成17年法律第86号）の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合	【提出様式】 ○変更届出書 ○別紙様式 2-1 【記載すべき事項】 ・当該事実発生までの賃金改善の実績 ・承継後の賃金改善に関する内容
(2)	【対象事業所に関する事項】 【共通】 複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う事業者において、当該申請に係る介護サービス事業所等に増減（新規指定、廃止等の事由による。）があった場合 ＜★指定権者が横浜市でない事業所等に関する変更は届出不要＞	【提出様式】 ○変更届出書 ○別紙様式 2-1 の 2、3(1)、(2)、(5) 及び別紙様式 2-2
(3)	【キャリアパス要件ⅠからⅢまでに関する変更】 【共通】 キャリアパス要件ⅠからⅢまでに関する適合状況の変更（算定する旧処遇改善加算及び新加算の区分に変更が生じる場合に限る）があった場合 ＜★指定権者が横浜市でない事業所等に関する変更は届出不要＞	【提出様式】 ○変更届出書 ○別紙様式 2-1 の 2、3(1) から (6) まで及び別紙様式 2-2 【記載すべき事項】 ・キャリアパス要件ⅠからⅢまでに係る変更の内容
(4)	【キャリアパス要件Ⅴに関する変更】 【加算Ⅰ】 ・介護福祉士等の配置要件に関する適合状況の変更に伴う、該当する加算の区分の変更 ・喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、入居継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続した場合 ＜★指定権者が横浜市でない事業所等に関する変更は届出不要＞	【提出様式】 ○変更届出書 ○別紙様式 2-1 の 3(6) 及び別紙様式 2-2 【記載すべき事項】 ・介護福祉士等の愛知要件の変更に係る部分の内容 ・入居継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定できない状態が常態化し、3か月以上継続したことに係る内容
(5)	【区分変更及び新規算定に関する事項】 【共通】 ・算定する処遇改善加算の区分の変更を行う ・処遇改善加算を新規に算定する ＜★指定権者が横浜市でない事業所等に関する変更は届出不要＞	【提出様式】 ○変更届出書 ○別紙様式 2-1 及び別紙様式 2-2
(6)	【就業規則に関する事項】 【共通】 就業規則を改訂（介護職員の処遇に関する内容に限る。）	【提出様式】 ○変更届出書 【記載すべき事項】 ・当該改訂の概要

※(6)に係る変更のみである場合には、実績報告書を提出する際に、(6)に定める事項を記載した変更届出書を合わせて届け出ること。

3 提出方法

変更届の提出方法は、処遇改善加算等の届出と同様です。

「横浜市電子申請・届出サービス」の専用窓口（申請フォーム）に、提出書類（電子データ）をインターネット経由で御提出してください（※）。詳細については以下ホームページを御確認ください。

※ 例外として、電子申請による届出ができない場合に限り、加算届様式（電子データ）を格納した電磁的記録媒体（CD-R 等）の郵送・持込による届出を受け付けます。詳細については本市サービス担当に御確認ください。

< 提出用窓口 >

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/f061a133-e4f3-47a9-8537-fabfd6c8721c/start>

4 提出期限

居宅系サービス 前月 15 日

施設系サービス 当月 1 日

[例] 令和 7 年 6 月から変更後の内容で算定しようとする場合…居宅系サービスは令和 7 年 5 月 15 日
施設系サービスは令和 7 年 6 月 1 日

※ ただし、新規指定に伴う事業所追加を行う場合（変更事項(2)）は、原則として当該指定申請の審査開始までに御提出ください。詳細については審査担当者にお問合せください。

【問い合わせ先】

横浜市健康福祉局処遇改善担当

E メール kf-kaigosyogu@city.yokohama.lg.jp